

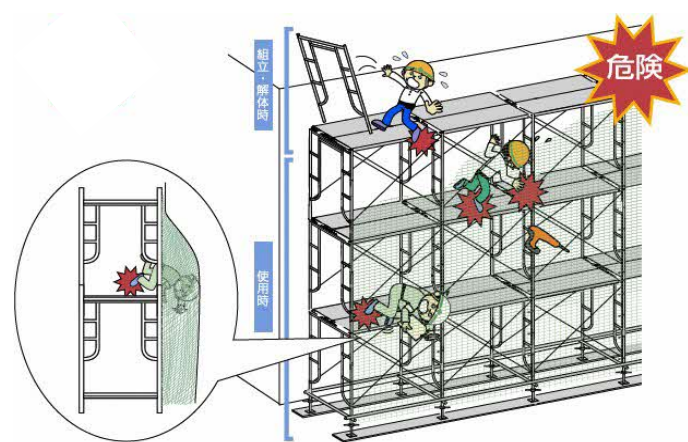
安全対策

手すり先行足場

手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法です。

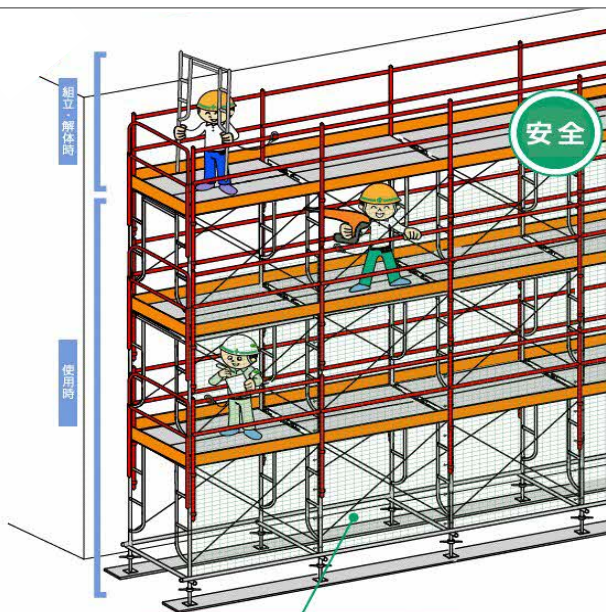
■従来の足場

従来の足場では、最上層に手すりがなく交さ筋かいのみのため、足場の【組立・解体時】および【使用時】に墜落する危険性があります。



■手すり先行工法

足場の組立・解体時において常に先行して手すりが設置できる足場で、最上層でも手すりがある状態で作業ができるので、墜落を防止します。



メッシュシート/垂直養生ネット
目的：ホリト等、物の飛来・落下による公衆災害防止用
注意：人の墜落・転落防止の機能は有していない

資料提供：全国仮設安全事業協同組合

墜落制止用器具(安全帯)

墜落制止用器具（安全帯）は、「フルハーネス型」を使用することが原則となります。

（改正 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の施行（平成 31 年 2 月 1 日））

▼安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められます。

墜落制止用器具として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型(1本つり)	○	胴ベルト型(1本つり)
②	胴ベルト型(U字つり)	×	×
③	ハーネス型(1本つり)	○	ハーネス型(1本つり)

①と③のみが、「墜落制止用器具」として認められます。
ただし、経過措置として、令和4年(2022年)1月1日まで現行規格の安全帯が使用可能です。

▼墜落制止用器具はフルハーネス型の使用が原則となります。

※ フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

※ 一般的な建設作業では、5mを超える箇所でフルハーネス型の使用が推奨されます。

